

神奈川県高校生等奨学給付金のお知らせ(国公立)

～返還の必要はありません！

令和元年度
(2019年度)

授業料以外の教育費にご活用ください～

※ 就学支援金とは別に申請が必要です。

申請できる方(次の要件を全て満たすことが必要です。)

- (1) 令和元年(2019年)7月1日現在、保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。
〔保護者の方が神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお尋ねください。〕
※ 都道府県によって申請期限が異なりますので、7月中にご確認ください。
- (2) 平成26年(2014年)4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等がいること。
- (3) 次のいずれかの世帯であること。

- 令和元年(2019年)7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受けている世帯(以下「生活保護(生業扶助)受給世帯」という。)
- 保護者全員の令和元年度(2019年度)の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯(以下「非課税世帯」という。)
- ※ 一定の収入があるにもかかわらず、海外赴任等のため非課税となっている場合は対象外

【高等学校等とは】

- 高等学校(専攻科及び別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

【奨学給付金の対象となる高校生等とは】

- 平成26年(2014年)4月1日以降に高等学校等に入学した生徒です。
また、令和元年(2019年)7月1日現在で高等学校等に在籍していなければなりません。
- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

申請期間

令和元年(2019年)7月1日(月)～令和元年(2019年)12月16日(月)

- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 神奈川県内の公立学校の場合は、校内締切がありますので、各学校へご確認ください。
- ※ 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

支給時期

申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給予定
※申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合もあります。

申請書提出先

令和元年(2019年)7月1日に在学する(していた)学校の事務室

- 神奈川県外の国公立学校に在学の場合は、申請書裏面に学校の証明を受けた後、直接、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ (〒231-8509 横浜市中区日本大通33) ☎045-210-8251(直通)へ申請してください。

支給条件

授業料以外に学校へ納付する納付金に未済がないこと。

授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等)に係る費用に対して支給しますので、授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります(学校納付金に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。)

支給額

世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります。

(「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。)

<対象となる高校生等1人あたりの支給額>

世帯区分			全日制・定時制	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯			年額32,300円	
非課税世帯	(7月1日現在) 15歳以上23歳未満 の扶養されている兄 弟姉妹が	いない	年額82,700円	年額36,500円
		いる	年額129,700円	年額36,500円

提出書類

提出前に、記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。

(不備があると支給が遅くなります。)

<生活保護(生業扶助)受給世帯の方>

1 高校生等奨学給付金受給申請書

2 令和元年(2019年)7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の証明書のいずれか

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※ 学校等から様式を入手し、福祉事務所で発行してもらってください。

イ 生活保護受給証明書

※ 申請の対象となる高校生等について、7月1日現在、生業扶助が支給されていることについて記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

対象となる高校生等が神奈川県内の公立高等学校等に在学の場合

○ 就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)のときに、発行日が令和元年(2019年)7月1日以降の生活保護受給証明書の原本を学校に提出し、申請書の【4】<確認事項>①に同意した場合は、奨学給付金の申請では上記証明書の提出を省略することができます。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続が円滑に進みます。

3 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等のコピー)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピーを提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)

<非課税世帯の方>

1 高校生等奨学給付金受給申請書

2 令和元年度(2019年度)の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる次の書類のいずれか(保護者等全員分の提出が必要です。)

- ・令和元年度(2019年度)市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
- ・令和元年度(2019年度)市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
- ・令和元年度(2019年度)市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

対象となる高校生等が神奈川県内の公立高等学校等に在学の場合

- 上記書類を個人番号(マイナンバー)カードの写し等(個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー)とすることができます。

ただし、個人番号(マイナンバー)カードの写し等による申請の場合、税情報取得にお時間をいただくため、非課税証明書等による申請よりも支給時期が2～3週間程度遅くなる可能性があります。

- 就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)のときに、保護者全員の課税証明書等又は個人番号(マイナンバー)カードの写し等を提出し、申請書の【4】<確認事項>①に同意した場合は、奨学給付金の申請ではこれらの書類の提出を省略することができます。

3 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等のコピー)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピーを提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)

4 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー

5 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー(次の条件に該当する場合のみ)

令和元年(2019年)7月1日現在、申請の対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成8年(1996年)7月3日～平成16年(2004年)4月1日生まれ)を申請者が扶養している場合のみ提出してください。

※ 神奈川県外から転入された場合や、令和元年(2019年)7月1日以降に転職等により健康保険証等が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

申請書の誓約・委任欄について

申請書の裏面に【5】誓約・委任欄がありますので、内容を確認の上、署名してください。

<生活保護(生業扶助)受給世帯の方、非課税世帯の方 共通>

- 申請書の記載内容が事実に相違ないこと、また、申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還すること。
- 申請の対象となる高校生等について、神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を行っていないこと。
- 申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象でないこと。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任すること。(神奈川県教育委員会が奨学給付金を学校長に支払うことについて併せて委任すること。)

<非課税世帯の方のみ>

- 令和元年(2019年)7月1日現在、生業扶助を受けていないこと。
- 申請書の【2】扶養親族の状況についての欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を申請者自身が扶養していること。

高校生等奨学給付金 給付対象者及び給付額確認シート

高校生等は平成26年（2014年）4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

該当しません

令和元年（2019年）7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問い合わせください。

令和元年（2019年）7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

(休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。)

該当しません

令和元年（2019年）7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

保護者全員の令和元年度（2019年度）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

はい

いいえ

該当しません

通信制の高校生等はいますか？

はい

いいえ

生活保護受給世帯の給付額です
公立 32,300円
私立 52,600円

非課税世帯で通信制の高校生等については「通信制」の給付額です
公立 36,500円
私立 38,100円

通信制以外の高校生等がいる場合は「第2子」の給付額です
公立129,700円
私立138,000円

高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で「第2子」の給付額です
公立129,700円
私立138,000円

2人以上の高校生等がいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で、1人目の高校生等は「第1子」の給付額です
公立 82,700円 **私立 98,500円**
2人目以降の高校生等は「第2子」の給付額です
公立129,700円 **私立138,000円**

非課税世帯で「第1子」の給付額です
公立 82,700円
私立 98,500円